

## 利用者の手引き

1. まつたけ、木炭、薪の昭和 40 年の生産量は「農林省統計表」による。
2. たけのこの昭和 40 年の生産量は「農林省統計表」、昭和 50 年は「食料需給表」による。
3. くりの令和元年の生産量は農林水産省統計部「西洋なし、かき、くりの結果樹面積、収穫量及び出荷量」の収穫量による。また、くるみの平成 22 年以降の生産量は林野庁での調査は行わず、農林水産省生産局「特産果樹生産動態等調査」で調査を行う。
4. 煉炭、豆炭の生産量は、日本煉炭工業会調べによる。
5. 上記以外の生産量は、都道府県林務担当課からの報告の集計による。
6. 輸入量、輸出量は財務省貿易統計による。
7. 消費量は繰越、在庫等を考慮しない単純計算（生産量 + 輸入量 - 輸出量）により算出した。
8. 表中に使用した記号は次のとおりである。
  - 「0」：単位に満たないもの
  - 「-」：事実のないもの
  - 「…」：事実不詳又は調査を欠くもの
  - 「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの
9. 統計調査結果について、調査対象者数が 2 以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差し引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。
10. 食用の品目について、生産量は、生食用、加工用として流通する基準をみたすものの重量をいい、出荷量とは、生産量から生産者の自家消費、生産物を贈与した量、収穫後の減耗等を差し引いた重量をいう。非食用の品目について、木炭、薪、オガライト、オガ炭、煉炭、豆炭以外の生産量は、すべて販売に供された分のみ計上した。
11. 食用の特用林産物のうち、乾しいたけ、乾きくらげ類、乾せんまいを除き、すべて生を意味する。
12. 昭和 55 年以前のひらたけには、ぶなしめじが含まれている。
13. 桐材の輸入量には丸太のほか、製材、加工材も含む。
14. きくらげ類の輸入量は「乾燥重量 × 10」により生に換算して計上した。

令和元年から輸出量を同様に換算して需給総括表に計上した。
15. くりの輸入量は平成 3 年以降は「生鮮」「一時保存」「マロングラッセ」「加糖缶詰」の合計。「一時保存」「マロングラッセ」は 2 倍、「加糖缶詰」は 1.13 倍し

て「生鮮」に換算して計上した。

16. くるみの輸入量は「むきみ」×3により「からつき」換算して計上した。
17. たけのこの輸入量は「輸入量×2.364」により「生たけのこ」換算して計上した。
18. つばき油の輸入量は、「輸入量÷0.915」によりkℓに換算して計上した。
19. 竹材の輸入量及び輸出量は、束当たり30kgに換算して計上した。
20. 薪は「束÷45」により層積m<sup>3</sup>に換算して計上した。  
令和元年から輸入量及び輸出量について「輸出入量×1.282×1.6」により層積m<sup>3</sup>に換算して需給総括表に計上した。
21. 木炭は平成3年から生産量に粉炭、輸入量に「やし殻炭」、平成8年まで生産量に竹炭を含む。また、平成19年から木炭の輸入量並びに輸出量から「竹炭」を除いている。  
「成形炭」の輸入量は、令和元年から「オガ炭」の輸入量として需給総括表に計上した。
22. 合計が一致しない部分は四捨五入によるものである。